

# 只見町国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び免除に関する規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づく一部負担金の徴収猶予及び免除について、他の法令等で定めるもののほか必要な事項を定める。

## (一部負担金の徴収猶予)

第2条 町長は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主（以下「世帯主」という。）が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、その者に対し、その申請により、6月以内の期間を限って、一部負担金の徴収を猶予するものとする。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、行方不明又は障害者となり、若しくは被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1項第2号に規定する被災世帯となったとき
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が前年の半分以下に減少したとき
- (3) 事業又は業務の廃止又は休止、失業等により収入がなくなったとき
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき

## (一部負担金の免除)

第3条 町長は、世帯主が前条の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その者に対し、その申請により、1月以内の期間を限って、一部負担金の支払を免除するものとする。ただし、収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象とするものとする。

- (1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
  - (2) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額（以下「生活保護基準」という。）以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3月以下である世帯
- 2 前項の一部負担金の免除の期間は、申請のあった日から3月以内の範囲で更新できるものとする。

## (申請)

第4条 町長は、一部負担金の徴収猶予又は免除の措置を受けようとする者に、あらかじめ、申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を必要に応じて添えて提出させるものとする。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出させるものとする。

- (1) 罹災証明書又は被災証明書
- (2) 警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できる書類
- (3) 医師の診断書

- (4) 事業又は業務を廃止又は休止したことを証する書類
- (5) 失業等により収入が著しく減少したことを証する書類
- (6) 預貯金残高証明書

(証明書の交付)

第5条 町長は、法第44条第1項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は免除の決定をした場合は、すみやかに、証明書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 町長は、一部負担金の徴収猶予又は免除の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、前項の規定による証明書を被保険者証にそえて当該保険医療機関等に提出するよう指導するものとする。

(徴収猶予及び免除の取消)

第6条 町長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合において、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができるものとする。

- (1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき
- (2) 一部負担金の納入を免かれようとする行為があったと認められるとき

2 町長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の免除を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の免除を取り消すことができるものとする。

3 前項の場合において被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、町長は、ただちに、免除を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、その取消の日の前日までの間に免除によりその支払を免かれた額を返還させることができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年7月29日以降に発生した災害等を事由とする申請から適用する。

只見町国民健康保険一部負担金徴収猶予・免除申請書

被保険者証	記号	島36	番号	
世帯主氏名			世帯主 との続柄	
療養の給付 を受ける者 の氏名			生年月日	昭和 年 月 日 平成
			性別	男・女
傷病名			発病又は 負傷年月日	昭和 年 月 日 平成
徴収猶予 免除	割合	割	申請の理由	
	期間	ヶ月		

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

申請者（世帯主が記入すること）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

只見町長 様

※ 申請をする際には、被保険者証を提出するとともに以下の書類を必要に応じて添付してください。

1. 罹災証明書又は被災証明書
2. 警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できる書類
3. 医師の診断書
4. 事業又は業務を廃止又は休止したことを証する書類
5. 預貯金残高証明書

只見町国民健康保険一部負担金徴収猶予・免除証明書

被保険者証	記号	島36	番号	
住所				
世帯主氏名		世帯主 との続柄		
療養の給付 を受ける者 の氏名		生年月日	昭和	年 月 日
		性別	男・女	
傷病名		発病又は 負傷年月日	昭和	年 月 日
特例の内容 及び有効期間	_____による一部負担金の徴収猶予・免除			
	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

只見町長

※ この証は、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金の徴収猶予・免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を只見町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、只見町にその旨を届け出て下さい。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。